
件名： 第5回 鶏肉のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会
日時： 2008年2月27日(水) 14:00~17:00
場所： 航空会館 202 会議室

1 開会(略)

2 挨拶

農水省 A: 食品事故発生時の迅速な回収と原因究明などトレーサビリティの基本的な機能を発揮して、消費者の信頼確保に結び付けていくためにも、事業者が低コストで容易に取り組める方法を普及することが重要だ。今後、鶏肉の事業者の皆様がトレーサビリティに取り組みやすいようなガイドラインの検討をお願いしたい。

3 議事

(1) ガイドライン案について

*はじめに

委員 A: トレーサビリティに取り組む上での様々な作業、コスト、人員等の問題がある中、食肉全体の信頼性を高めていく上で、鶏肉もトレーサビリティに取り組むことが必要になってくる、という主旨が含まれているとよい。

*注書きについて

事務局: 注書きのうち、事業者の定義や説明は不要と思っているがどうか。

委員 B: 鶏肉業界に関わっている者は分かっていると思うので要らないのではないかと。

委員 A: 一般の人があまり知らないようなことは残してもよいのではないかと。

オブザーバー: 同じ会社でも、生産と販売では使っている用語が異なるので、定義として再認識する意味では、残しておいてもいいように思う。

委員 A: 注4で「...内臓品であるが、トレーサビリティの対象製品とするニーズは高い。」は、最初は「取り組むことが望ましい」となっていた。内臓品だから全くニーズがないわけではないと思うので、修正してもらった。

委員 C: 一番多い部分がむねとももから取り組むことになっているが、消費者から見れば量的なことは考えずに、全て同じように考えると思う。

*用語について

委員 A: 「食用鶏肉」「肉用鶏」「食鶏」について、定義して使い分けなければ誤解を招く。

農水省 B: 「食用鶏肉」は「鶏肉」でもよいのではないかと。

オブザーバー: 注3の「生鮮品、凍結品、解凍品」は、全て食鶏取引規格と食鶏小売規格に記載されている。

事務局: 注3は不要なので削除する。

委員 D: 食鶏取引規格も参考として掲載してはどうか。

事務局：4 ページに「鶏肉製品」の定義を書いて使っている。牛や豚は生体から枝肉、部分肉、精肉と形態が変わるごとに用語があるが、鶏肉の場合、パーツになった時の用語がない。ラベルを貼る場合は、鶏肉に貼るわけではないので、鶏肉製品（段ボールなど）とした。

委員 E：(アウトパック)センターで作ったものは“製品”、それが店舗に届くと“商品”になる。同じ社内でもセンターと店舗では、管理台帳の表紙が異なる。

委員 D：「生鳥」「鶏肉」「鶏肉製品」の流れでうまく整理できればよいが、混乱するようであれば「鶏肉」に統一する方がよいと思う。

委員 B：最初に見た時は、加工品のことかと思った。

委員 D：対象品目の部分で加工品は含まないとしておくか。

委員 A：現状「鶏肉製品」を使ってガイドされているので、「鶏肉製品」の定義を明確にしてもらい、もし問題があればすべて「鶏肉」に統一するというで進めてはどうか。

* 対象とする品目

委員 F：1 ページの「鶏肉の部位別重量構成比（正肉ベース）についてみると…」という記述について、業界の人は分からない。例えば、“鶏肉の可食構成部位の中で”という表現の方がよいのではないか。正肉はももとむねのことを示す。むねとももは 1 羽の重量から 35%位だ。どこを捉えて 7 割としているか分からない。

委員 G：可食部分では 7 割はいかない。7 品目を 100%とすれば、7 割弱になる。

農水省 B：鶏肉で取引されている主要部位が 7 品目あり、そのうちのメインはももとむねだ、という表現にすれば誤解がないのではないか。

委員 H：「主要 7 品目」の部分について、食鶏規格では正肉関係を“主要品目”、ささみなどは“副品目”と書かれているので整合を取った方がよい。具体的な部位名を書いて、「主要」を外し“7 品目”と表現した方がよい。

オブザーバー：「肉用鶏」と書かれているが、種鶏や廃鶏も対象になるのか。

委員 F：若鶏に限定しなければ、その後の農場管理の部分が全く違ってくる。ももとむねだけでも廃鶏肉を管理するのは相当大変だ。廃鶏の事業者はやってくれないと思う。

委員 D：廃鶏を出す農家が一年前と二年前に導入したものを一緒にして出荷することを農場で記録すれば、作業自体は変わらないのではないか。全部の農場が取り組むのは難しいと思うが、仕組みとしては納得してもらえと思う。

委員 F：精肉として食べるという前提であればよいと思うが、加工用にまわる量が多いので、小売店や消費者に届く情報はとても少ない。実際にやる場合は現場では相当厳しい。

委員 I：今回の対象範囲に種鶏場は入っていない。生産農場とは違った管理になる。

オブザーバー：食用鶏肉の中の「肉用鶏」にすれば廃鶏肉は外れる。また肉用鶏の中で地鶏も無理だとすれば、流通の 9 割を占めるブロイラーだけを対象とするのか。

委員 A：地鶏はなぜできないのか。

委員 F：小規模認定なので、ガイドラインの中で言われている検査制度の外になる。この案は検査制度を踏まえ食鳥処理場できちんとした管理をする前提で作られている。

農水省 B：検査事態はあまり関係ないと思っている。事業者がきちんと記録を残せるかという
ことで、地鶏も取り組めるように思う。

委員 E：むしろ地鶏の方が取り組みやすいのではないが。図の中で対象範囲を明確にして、
範囲の外側に輸入品や廃鶏の絵を入れればよい。地鶏は生産農場の中に含まれる。

委員 A：廃鶏が入っても原理原則は変わらない。ただ、生産履歴をどうするかという問題は
あるかもしれないが、食鳥処理場に大きなロットが入って処理するだけなのではない
か。メインである若鶏を念頭に置いて記述をするが、廃鶏について取り組む場合は応
用するというスタンスでよいのではないか。

* 内部識別記号を使った分別管理

委員 A：現状ではいくつかの食鳥処理場から様々なロットが卸売業者へ入荷され、それをピ
ッキングして出荷する。ッキングした段階で出荷ロットを組み、出荷ロットにロッ
ト番号を書いたラベルを一つずつ箱に貼るのは一般的に相当難しい。一つの方法は、
パレットにラベルを一つ貼る、あるいは番地があるところに荷物を置く。その場合ト
ラックに積んだ段階で出荷ロット番号は消えてしまう。本来であれば出荷ロット番号
を形成したら、一箱ずつラベル貼付やスタンプを捺すことが原理原則かもしれないが、
小さいロットや地鶏などを考慮して、内部識別記号を表示しない事例として示した。

農水省 B：「識別記号」と「ロット番号」は、どのような意味で使い分けているのか。

事務局：統合や分割が行われる場合（主に加工ロットのことのだが）、ロット番号と言っ
ている。それ以外は内部識別記号と表現している。

農水省 B：内部では複数のロット番号をまとめて管理する場合もあり、別の識別記号を与え
て管理する、ということか。どういう時にロット番号、識別記号を使うのか、本文中
に説明があるとよい。識別記号は内部だけで使用し、次の段階へ伝達されないのか。

委員 A：例えば管理上の出荷ロット、在庫ロットが伝達される場合とそうでない場合がある
ということだが、仮に出荷ロット番号が伝達されなくても、受け手はいつ、どこから、
何がいくつ届いたか確定させ、新たに管理番号をふらなければならない。

オブザーバー：日常では出荷ロット番号を付けないことが圧倒的に多い。

委員 A：ラベルなどは付けなくても、事実上特定できるようにはしているのだろう。

オブザーバー：通い箱一つがロットになる。スーパーの場合は専用伝票があり、それが一
つのロットになる。あるいは、卸売業者から送る請求書の請求書番号がロット番号に
なる。

委員 A：実際には新しいコード番号を振らなくても、きちんとしたコード番号になっている
はずなので、それが記録されていればよいという趣旨だ。

オブザーバー：そのようなことが書かれているとよい。業者間取引では、規格書や送り状
などで代替可とはっきり書いてある。

委員 A：問題は送り状の番号が、出荷する時に現物やパレットに書いてあるわけではない。

委員 D：例えばもも肉が 30 個届いたうち、いつどの食鳥処理場からきたももが何個ずつ入
っているかという内訳は送り状では把握できていないのではないか。送った側も 30 個

のうち、昨日仕入れ分 14 個、一昨日仕入れた分 16 個という内訳について、現場の作業と対応づけられた送り状になっていないのではないだろうか。

委員 F：国産若鶏として発注があれば、3～4 産地のものを一括して納品する。その作業を負荷することになると大変だ。

委員 A：ピッキングした時に 3 つの構成を野帳などに記録してあれば、それぞれの箱がどこへ出荷されたかわかる。記録がなければ、その日にある国産若鶏の在庫品が一つのロットとして組まれたことになり、その内の 3 つが出荷されたことになる。

オブザーバー：野帳レベルでよければ必ずある、それがなければピッキングはできない。

委員 A：記録を残そうというのが、このガイドラインのポイントだと思っている。

オブザーバー：鶏の場合は足が早いので先入れ先出しの（在庫）ロット管理をやっている。

委員 A：33 ページの卸売業者の部分になる。出荷ロットと対応付けた記録を残す必要がある。36 ページの注 3 に、新たな番号を書かなくてもよいと書いたが、この部分と野帳などで記録を残す部分をリンクさせて記述した方がよい。

オブザーバー：銘柄鶏はできるが、国産若鶏は求められていないのでやっていない。企業としても防衛策としてやらなければいけないと思っている。例えば鳥インフルエンザが発生した時に、産地が分からなければ全て回収することになってしまう。

委員 E：荷受業者でロットを組んでもらわなければいけない。そのロットの内訳が分かっている方がいいのではないかと。小売店ではいくつかの荷受から入荷したロットは受入後に新たなロットを組んでいる。センターは 1 日に数箇所から 40 くらいのロットが届くので、40 のロットを一まとめにして扱う。

委員 A：もし小売段階から国産若鶏で納品されたものについて問い合わせをした場合、在庫ロットの内容が返ってくるということになるのか。

委員 F：どことどことこの鶏肉が納品されたと思われる、という返答になる。何十ケースごと納品したということは、自社では返答できない。

委員 A：それでもトレーサビリティとしてはおかしくないのだが、もう少し精度をあげようとする場合の方法をガイドしたい。そのためにはピッキングした時に、どこの産地の何ケースがどの店舗へ行ったかという記録が野帳にあればロットが構成されるはずだ。

委員 F：小売業者にロットを付記した形で納品することは可能だが、当日着荷したものをピッキングして伝票に反映させることは非常に難しい。産直であれば可能だろう。

委員 E：取り組む場合はコードを統一など、いくつかの環境整備が必要だ。例えば、今日入荷する分は予めロットを組んでおけば、その紐付けはできる。そのロット番号さえ伝達してもらえればよい。仕組みとしてはできる。

委員 A：ロットを小さくした時には、出荷したものの内訳は、現状野帳ベースで記録されている。全体として野帳などの記録をきちんと保管する仕組みになっていないので、ガイドしていく。ロット番号を付けて伝えると手間が掛かる場合は、賞味期限や他の情報との組み合わせで一体化する、納品書番号を利用し現物と照合できるような仕組みをつくる工夫をすることもガイドしてほしい。

委員 F：納品書に反映させて納品する仕組みになった場合、受け取る方が大変になるのではないかと。

委員 A：受ける方は基本的には問い合わせるので、一つの番号だけもらえればよく、それを出荷ロットとしてまとめておけばよい。

委員 F：産直的な流れが強くなるのではないか。

委員 A：現状の流れの中で、余計な投資をせずに効率的に、少し手を加えることでできるならばというのが理想だ。

* 食肉標準物流バーコード

委員 G：54 ページの部位コードの一覧は載せないでほしいと提案をしている。あくまでも参考だが、委員会として検討した上で掲載すれば、このコードを標準としてほしいという意思表示に受け取られるのではないか。また、並び順がよくない。

委員 F：手羽先をベースに手羽なかとチキンバー、チューリップと、商品の形態を変えることで名前が変わる。また手羽先をヘッドにコード体系を作った方がよいのではないか。いくつか違和感のある部分がある。

委員 E：流通形態として存在するので、商品ごとにコードを取らなければ体系ができないという結論になった。食鳥処理場名や品種などのコードにぶら下がっているのが部位コードになる。部位コードだけを見ると、使い物にならないと思われてしまう。

委員 H：これからシステムを作る事業者には非常に参考になる。何かコードがなければ、各社それぞれのシステムが作られていくので、何らかの形で示すことは必要だ。

委員 D：GS1-128 に付随するコードが一つの例示だという位置づけであることが分かればよいと思う。品目がツリー状で示されている図や食鶏規格も巻末に掲載してはどうか。

委員 A：鶏肉ではあまりコンセンサスが得られていないようだ。コードのイメージが伝わればよいので、検討材料になっているという表現にしていきたい。

* その他

委員 I：注 20 や 19 ページの記録事例にある「シェーバーレッド」はいずれ使えなくなると聞いているので、確認した方がよい。

委員 F：「チャンキー」「コブ」も企業名だ。

委員 D：ブロイラーや地鶏、銘柄鶏などにした方がよい。

事務局：本文中に“ブロイラー”という言葉は一度も使っていないので肉用若鶏とする。

委員 F：27 ページの記録台帳の事例で、9,900 羽の受入羽数になっているが、出荷羽数も 9,900 羽ということはある得ない。少し数字を変えた方がよいと思う。

事務局：飼育段階で斃死する場合もあるので出荷羽数を 9,900 羽とした。

オブザーバー：育成率が 3%として、全て 9,700 羽にしておけばよいのではないか。

委員 A：記録書式の例は肉用若鶏と銘柄鶏で示して、注 20 は品種には一般的に商品名など色々な言葉が使われていると注に書けばよいのではないか。

4 閉会（略）

以上、敬称略